

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成30年6月12日（火）

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 長濱 寿夫

1 調達内容

(1) 工事件名 30-国文都市地区平成30年度上期除草工事

(2) 工事内容 除草工 平地（肩掛け式） A=6,340m²
丘陵地（肩掛け式） A=2,040m²
平地（人力） A=601m²
草処分 V=6.29 t

交通誘導警備員B 20人

その他仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年8月8日まで（予定）

(4) 履行場所 大阪府茨木市山手台外（別添-1 参照）

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書（別記様式2）に記載すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止処置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格において、工事区分「造園C」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

また、地理的条件として、建設業法上に届出でしてある**本店・支店又は営業所が茨木市・箕面市・豊中市・池田市・吹田市・摂津市・高槻市・豊能郡・三島郡内のいずれか**にある者であること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件工事の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→

入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)

- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等（当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式参照）等を承諾していること。

3 参加資格証明書類

- (1) 参加希望者は、参加資格証明書類を提出しなければならない。
- (2) 参加資格証明書類は、別記様式1により作成すること。
- (3) 参加資格証明書類は、次に従い作成すること。

① 登録状況

参加表明時に当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格において、工事区分「造園C」に係る競争参加資格の認定を受けている者は、別記様式1により平成29・30年度競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。

② 地理的条件

支店、営業所所在地を地理的条件として参加する場合は、確認できる資料として、建設業営業許可申請において届出されている支店等一覧（別表部分）の写しを提出すること。

4 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続に関する問合せ先

〒536-0025 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

総務部 契約課 電話 06-6969-9970

- (2) 見積書及び参加資格証明書類の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成30年6月18日（月） 15時30分まで

②提出方法 見積書は別記様式-2とし、持参又は郵送とする。持参による場合は、見積書投函箱に直接投函するものとする。

また、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

- (3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

5 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 請書（別添-2）を予定
- (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違

反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りをを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出前又は提出と同時に以下の宛先に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の確認を受けなければならない(同申請書の余白に「『30-国文都市地区平成30年度上期除草工事』申請希望」と明記すること)。

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構 西日本支社総務部

契約課 電話 06-6969-9970

(7) 工事の内容に係る質問等の受付先

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号ハービスエントオフィスタワー13階

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

募集販売センター 宅地整備・品質管理課 電話 06-6346-3582

以上

・当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格において、工事区分「造園C」に係る競争参加資格の認定

提出者：_____

当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格において、工事区分「造園C」に係る競争参加資格の認定書の写しを提出

見 積 書

金 円也

ただし、(件名) 30-国文都市地区平成30年度上期除草工事
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見
積りします。

平成30年 月 日

住 所

印

氏 名

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 長濱 寿夫 殿

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 長濱 寿夫 殿
(件名 30 | 国文都市地区
平成30年度上期除草工事)
見積書

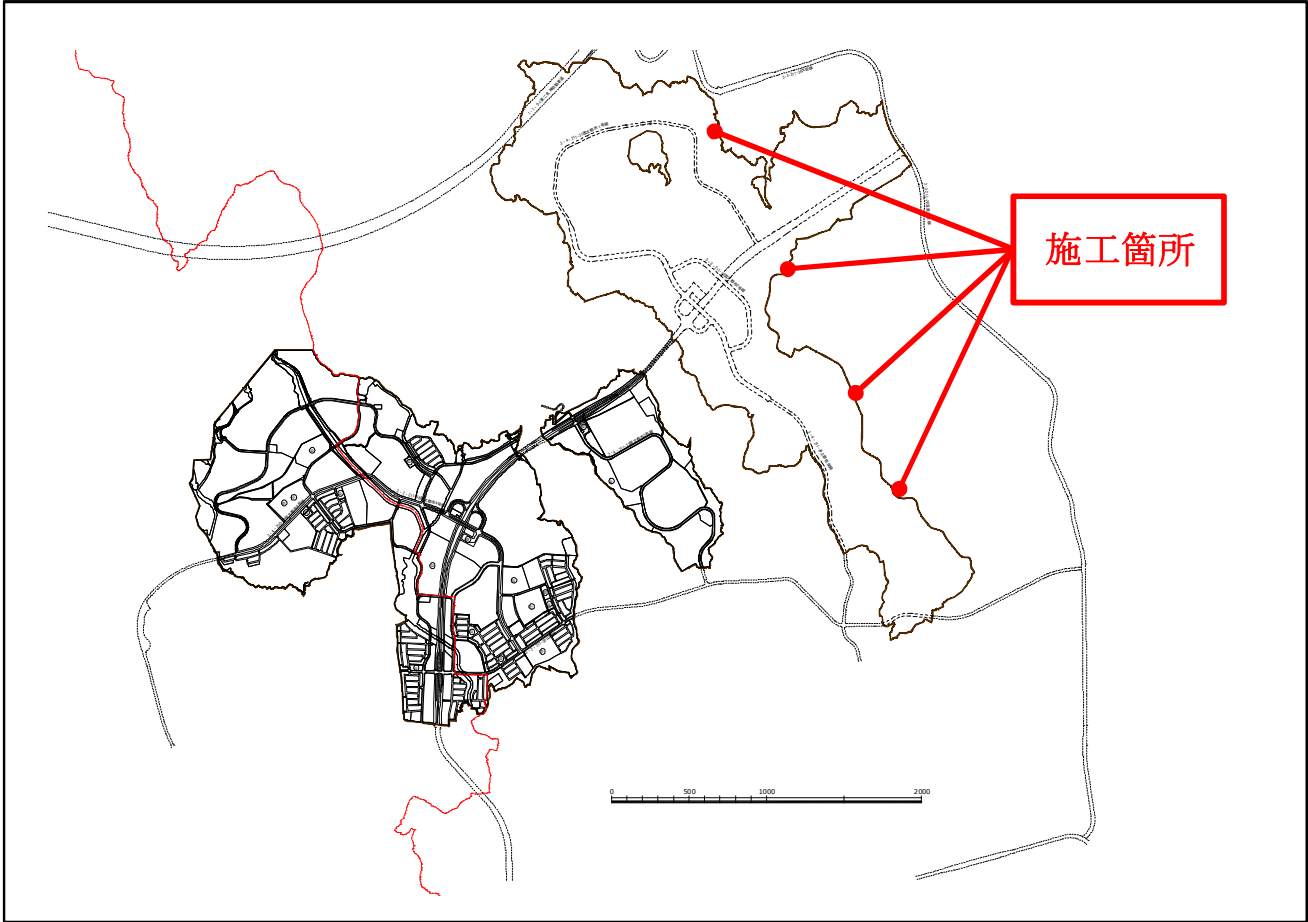
裏

封印
住所・連絡先
氏名
印
※登録番号
印

※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取り消しをすることができないことから、登録番号の記号漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。



請 書

別添-2

1. 工 事 名
2. 履 行 場 所
3. 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
4. 請 負 代 金 額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)

上記工事をお請けするについては、下記契約条項を承諾の上、確実に履行いたします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 西村 志郎 殿

受注者 住所
氏名

印

契 約 条 項

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。
- 第2条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に工程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部を一括し、又は工事の主体的部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 第5条 受注者は、工事の施工、工事現場の管理その他工事に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
- 第6条 受注者は、工事に使用する材料については、すべて使用前に監督員の検査を受け合格したものを使用しなければならない。
- 第7条 受注者は、使用する材料のうち、調合を要するものについては監督員の立会を得て調合したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、監督員の立会を得た上で施工しなければならない。
- 第8条 受注者は、工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。
- 第9条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することが

できない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期の延長について協議しなければならない。

第10条 受注者は、前条以外の事由により、工期内に工事を完成することができないときは、遅滞日数につき請負代金額の年（365日当たり）5パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第11条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会の上、工事の完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 機構は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完成を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

第12条 工事内容若しくは工期の変更又は工事の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第13条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。

以上